

横浜市開発事業の調整等に関する条例の 同意基準の一部改定について

横浜市開発事業の調整等に関する条例の「雨水流出抑制施設」及び「遊水池等」に関する同意基準について、実態に即した基準とするよう、一部改定しました。

◆ 施行日：平成 25 年 7 月 1 日

◆ 改定基準の概要

1 開発事業の雨水流出抑制施設に関する基準（条例第 18 条第 2 項第 5 号）

- (1) 雨水浸透ます及び雨水浸透管の設置計画にあたって、配慮すべき区域を明確化しました。
- (2) 雨水調整池等の構造細目を実状の運用に合わせた基準に変更しました。
- (3) 雨水流出抑制施設全体の長期保全を目的とした看板の設置を義務付けることにしました。

2 開発事業の遊水池等に関する基準（条例第 18 条第 2 項第 6 号）

- (1) 雨水浸透ます及び雨水浸透管の設置計画にあたって、配慮すべき区域を明確化しました。
- (2) 遊水池等の構造細目を実状の運用に合わせた基準に変更しました。

【問合せ先】指導部宅地企画課
電話：045-671-2945